

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示
- 梅毒反応検査料の減額
- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の登録
- ひな白痴検査の実施
- 牛の結核病検査等の実施
- 選挙管理委員会の招集
- 定例教育委員会の招集
- 風俗営業等取締法の規定による聴聞会の開催
- ◇ 正 誤
- 昭和三十四年三月二十日付け鳥取県告示第十三号中訂正

告 示

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録

昭三四、八、二三

末広工芸社

鳥取市吉方七七〇

吉川 五郎

昭三六、八、二三

昭和三十六年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所、使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、昭和三十六年九月十日から同月十六日まで梅毒反応検査料（定性試験）を三十円に減額する。

昭和三十六年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十一号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

3 昭和36年9月8日 金曜日 鳥取県公報 第3257号

- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

- 別表
- | 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|----------|-------|
| 九月十三日 | 八頭郡河原町曳田 | 田中 克己 |
| 十四日 | 小河内 | 漆原 正 |
| | 布袋 | 川上 安藏 |
| | | 前島庄太郎 |
| 十五日 | 八東町下徳丸 | 西尾 光義 |
| | | 山崎 重美 |
| | | 森下 清 |
| | | 田村 隆資 |
| | | 河原町布袋 |
| | | 森本 三郎 |

鳥取県告示第五百十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査、駆除並びにビロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝

昭和36年9月8日 金曜日 鳥取県公報 第3257号 2

鳥取県告示第五百十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月八日

登録番号	登録年月日	名 称	石 破 二 朗	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (と)第三九四号	昭三六、八、二五	上田組	丸吉組	岩美郡岩美町大字洗井 三九二の一	丸山 長市	建設工事
第三九三号	一九	吉田工務店	西伯郡名和町御来屋	米子市祇園町二丁目	吉田 光晴	建築工事
(と)第四六九号	三〇	東洋建設(有)	八頭郡河原町中井	岸野 高春	建設工事	
(と)第四七二号						

鳥取県告示第五百十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、

鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

十六日	用瀬町赤波	西村 昇
十八日	河原町布袋	西村 久雄
		西村 保
		田淵 静江
		田淵 主輝
		岡村 健次
		河田かよこ
十九日	智頭町篠波	松岡 寛
二十日		田中 潔
二十二日		田中 荘平
二十三日		桜谷 文雄
十八日	河原町布袋	中島 実

鳥取県告示第五百十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査、駆除並びにビロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝

染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び驅除を受けることを命ずる。

一
実施の目的

鳥取県知事 石破二朗

牛の結核病

牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ及びピロプラズマ病予防のため

三 実施の対象となる家

別表のとおり

卷之三

牛。搾乳の用に供し又

三

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している。

肝てつ検査及び駆除

のを除く。

卷之三

西伯郡伯仙町大高区	大高	二十九日	十月二日	西伯郡大山町	藏岡
淀江町淀江区	淀江				
米子市觀音寺	觀音寺				
宇田川区	宇田川				
西伯郡淀江町	淀江				
西伯町東長田区	東長田	九月十六日	西伯郡大山町大山区	佐摩家畜検診場	別所
法勝寺区	法勝寺	十八日	淀江町大和区	種原家畜検診場	
伯仙町県区	県	二十一日	大山町所子区	大和	
淀江町大和区	大和	二十二日	米子市成実区	大高	
大山町高麗区	高麗	二十五日	淀江町淀江区	所子	
西伯郡天津区	天津	二十九日	西伯郡伯仙町大高区	成実	
会見町手間区	手間	三十一日	米子市觀音寺	大高	
米子市五千石区、巖区	五千石、春	三月、巖	淀江町宇田川区	淀江	
西伯郡大山町所子区	所子	西伯町東長田区	宇田川	宇田川	
西伯町大山町	大山	二十八日	法勝寺区	觀音寺	
岸本町幡郷	幡郷	二十九日	伯仙町県区	寺	
米子市福生、福米区	福生、福米	二十九日	淀江町大和区	東長田、法勝	高麗

別表一 牛の結核病検査及びブルセラ病検査	実施期日	実施区域	実施場所	第一次 一 第二次	第一次 一 第二次	第一次 一 第二次
九月十三日	九月十六日	西伯郡大山村	種原、佐摩 家畜検査場	十五日	十八日	米子市成実区
		大町所子区	大和々			成実々

催する。

昭和三十六年九月八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本籍地 鳥取県八頭郡下私都村字正路九九

前住居 鳥取市吉方一区八一二ノ三

上村みき子

二 聽聞の期日

昭和三十六年九月二十日午後一時から

三 聽聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署會議室

正誤

昭和三十四年三月二十日付け鳥取県告示第百三十九号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

8 申請者の欄中 「青谷町澄水 尾崎岩吉」

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

印 刷 者 癸 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
（定額）一部月額 一二〇円（配達料共）一所